

イベント広告物協議のてびき

- P 2 はじめに
- P 3 手続の流れ
- P 4 広告物活用地区の区域
- P 4 協議基準
- P 9 提出書類
- P 11 申請等の窓口

はじめに

近年、プロジェクションマッピングなどの新しい屋外広告物が、イベント時を中心に各都市で掲出されています。これらの屋外広告物は、フラッグ等の従来の屋外広告物とともにまちの賑わい形成に寄与することから、活用を推進することとし、イベント等で掲出される一定要件を満たす屋外広告物の規制を緩和することとしました。

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」といいます。）の表示又は設置の規制の緩和がされるには横浜市長との協議が必要となりますので、事前に手続の御確認をお願いいたします。

【屋外広告物の協議制度による規制緩和の概要】

横浜市長との協議が成立すると、横浜市屋外広告物条例の規制のうち、次の緩和がされます。

- ①通常の広告物等の許可に代えて、許可があったものとみなされます（許可手数料は発生しません。）。
- ②広告物等の大きさの基準等が緩和され、大型の広告物等の表示又は設置が可能となります。
- ③禁止地域（高速道路の付近等）、禁止物件（橋りょう等）への広告物等の表示又は設置が可能となります。

【参考：屋外広告物とは】

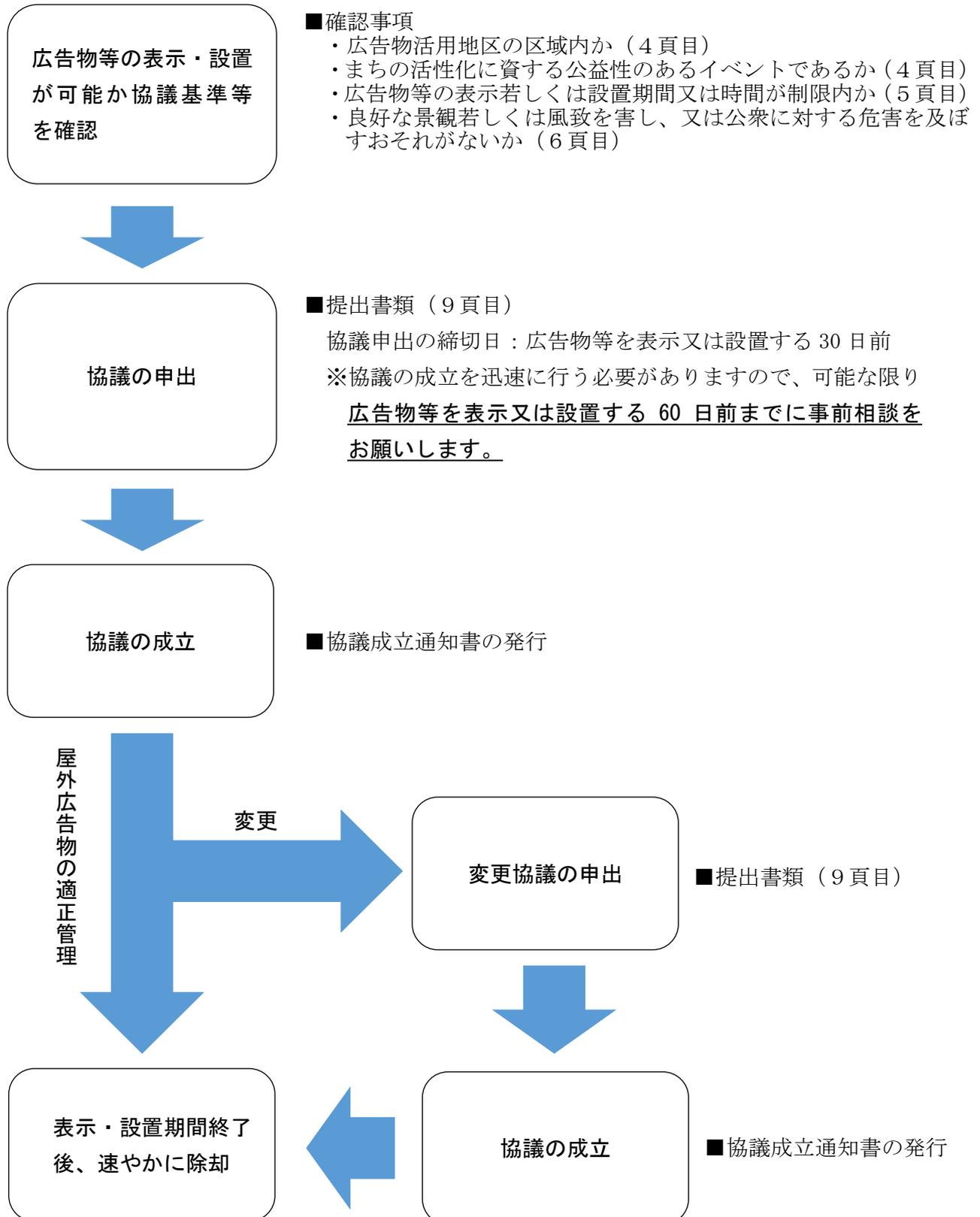
原則、広告物等を表示又は設置するときは横浜市長の許可が必要です。

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の広告物等について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めています。

規制の対象となる広告物等は、建築物や工作物の外面を利用する看板、建築物の屋上に設置する屋上看板や壁面に設置する袖看板などの建築物から突出する形式の看板、広告塔・広告板、はり紙、はり札等、広告旗（のぼり旗）、立看板等、電柱・街灯柱、その他の支柱を利用する広告物等、消火栓標識及び停留所標識を利用する広告等、電車・自動車・船舶等の外面を利用する広告物等、アーチ、アドバルーン、投影広告物（プロジェクションマッピング等）などの屋外に表示又は設置するものです。

広告物等の具体的な規制の内容は、横浜市屋外広告物条例のてびき（屋外広告物の許可編）を御覧ください。

手続の流れ



広告物活用地区の区域

屋外広告物の協議の対象は、広告物等を表示又は設置する場所が広告物活用地区の区域内となるものに限ります。広告物活用地区の区域は、市域内の用途地域が商業地域又は近隣商業地域が対象です。

広告物等を表示又は設置する場所の用途地域の確認は、横浜市行政地図情報提供システムから御確認ください。

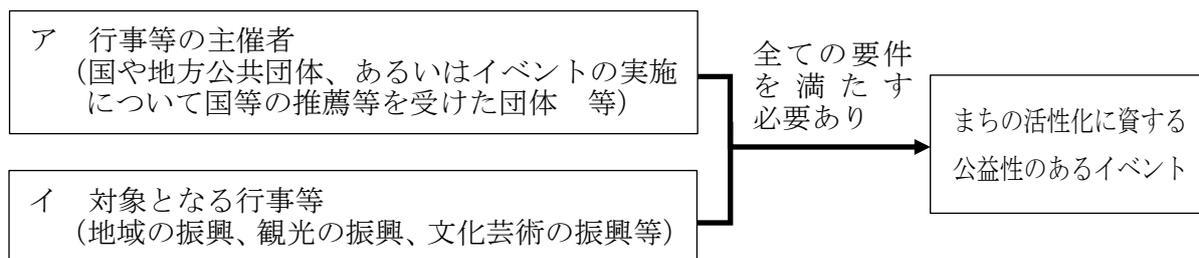
【横浜市行政地図情報提供システムホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=2&nm=i マッピ&ctnm=i マッピ>

協議基準

屋外広告物の協議が成立するには、次の①から③までの協議基準に適合する必要があります。

①まちの活性化に資する公益性のあるイベントであること



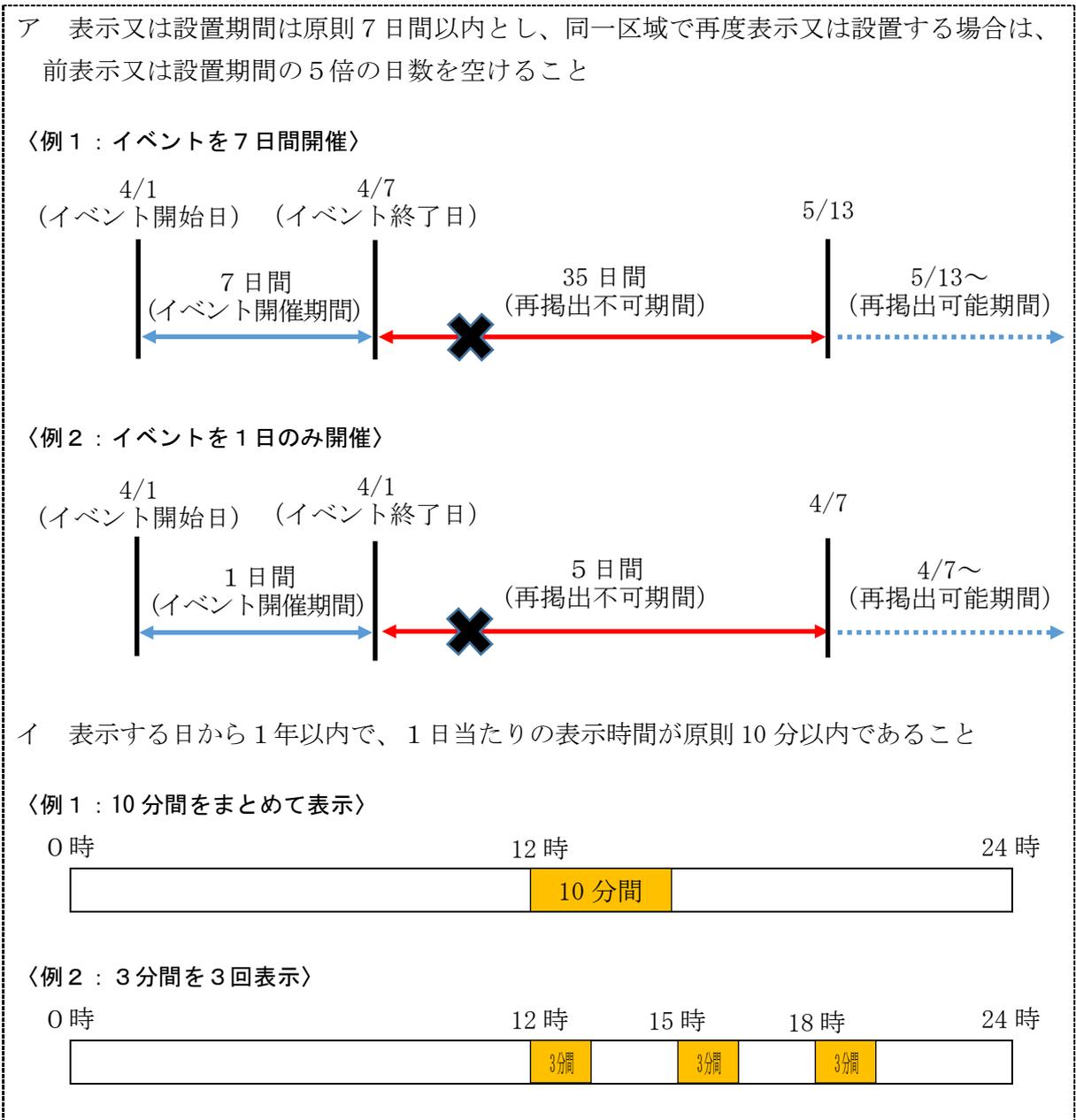
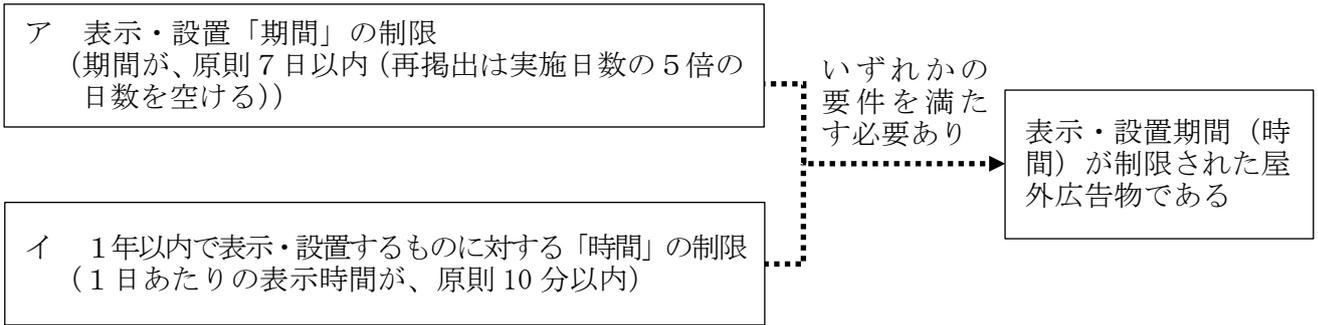
ア 行事、催物等の主催者が次のいずれかに該当すること

- (ア) 国
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 公益法人
- (エ) 横浜市の外郭団体
- (オ) (ア)から(エ)までの団体が主体的に参加する実行委員会等の実施主体
- (カ) (ア)又は(イ)からイベントの開催について推薦等を受けた団体

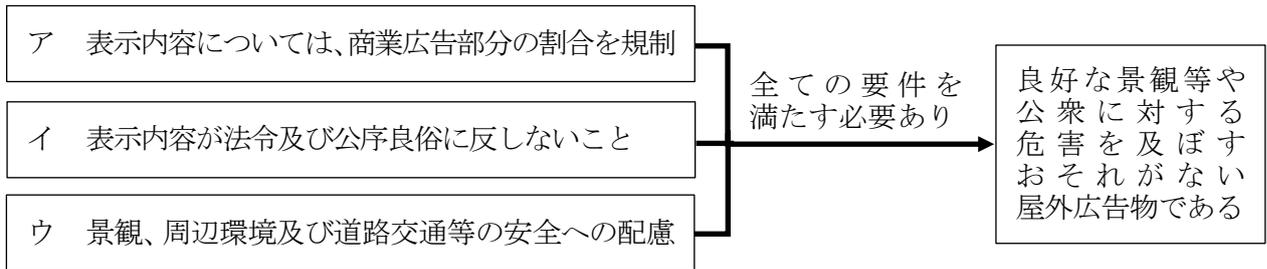
イ 行事、催物等の内容が、次のいずれかに該当すること

- (ア) 地域の振興
- (イ) 観光の振興
- (ウ) まちづくりの推進
- (エ) 学術、文化及び芸術の振興
- (オ) スポーツの振興
- (カ) 国際相互理解の促進
- (キ) 地球環境の保全
- (ク) 青少年の健全な育成
- (ケ) その他公益に関する目的を有するもの

②屋外広告物の表示若しくは設置期間又は時間が制限内か



③良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないこと



ア 商業広告（企業の名称、ロゴ、商品、キャラクター等）を表示する場合は、その割合が次の基準に適合すること

(ア) 投影広告物
 商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が原則 3 分の 1 以下であること。

【例】

①商業広告を常時表示する場合

②商業広告を最後に表示する場合

③商業広告の要素が作品中に表示される場合

(イ) 投影広告物以外の屋外広告物
 商業広告の表示面積は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること

商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 10 m ² 未満	10 分の 1
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 10 m ² 以上 20 m ² 未満	1 平方メートル
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 20 m ² 以上	20 分の 1

イ 表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと

ウ 景観、周辺環境及び道路交通等の安全への配慮

(ア) 景観に配慮し、支障を及ぼさないこと

- a 表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるものであること
(適合しないものの例：周知されていないイベントのロゴマーク)
- b 点滅装置、映像装置又は投影広告物を使用する場合は、商業地域外に表示しないこと
- c 点滅装置、映像装置又は投影広告物を使用する場合は、表示時間は原則午後 10 時までとすること
- d 点滅装置、映像装置又は投影広告物を使用する場合（映像装置及び投影広告物は、表示する映像が点滅する場合に限る。）は、原則として 1 秒間に 3 回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること
 - (a) 鮮やかな赤の点滅は、原則使用しないこと
 - (b) 避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が表示面積の 4 分の 1 を超え、かつ、輝度変化が 10 パーセント以上の場合を基準とすること
 - (c) 鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の 4 分の 1 を超え、かつ輝度変化が 10 パーセントを超える場合は、点滅は 1 秒間に 5 回を限度とし、かつ、輝度変化は 20 パーセント以下に抑えること。加えて、連続して 2 秒間を超える使用は行わないこと

	点滅回数	色	点滅の面積	輝度変化	連続して使用する時間
原則	1 秒間に 3 回以下	鮮やかな赤は使用しない	全体の 1/4 以下	10%未満	/
例外	1 秒間に 5 回以下		10/10	20%以下	

- e コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が 20 パーセントを超える急激な場面転換は、原則として 1 秒間に 3 回を超えて使用しないこと

(イ) 周辺環境に配慮し、支障を及ぼさないこと

- a 表示内容が表示する場所又は市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するものであること
(適合しないものの例：イベントと関係のない場所で屋外広告物を掲出)
- b 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示又は設置する広告物等のうち、点滅装置、映像装置又は投影広告物を使用するものについては、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること
- c 掲出する場所に係る街づくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること

- (ウ) 道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと
- a 表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しく引くおそれがあるもので、次に掲げるものに該当しないこと
 - (a) 読ませる広告（一目で判別できない文章は原則避けること）
 - (b) 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）
 - b 表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同するおそれのあるものではないこと
 - c 投影広告物を使用する場合で、道路を挟んで設置するときは、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し、了承を得ること
 - d 禁止物件に設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し、了承を得ること

※まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると認められる屋外広告物等であると判断される場合は、上記要件によらず、特に市長が認めたものとして要件をクリアしたものとみなします。

【参考：禁止物件とは】

広告物等の表示又は設置が禁止される物件をいいます。

- 1 全ての広告物等を禁止するもの
 - ・ 橋りょう、トンネル、高架構造物、道路の分離帯
 - ・ 街路樹、路傍樹、道路の植樹帯
 - ・ 銅像、神仏像、記念碑
 - ・ 景観重要樹木、景観重要建造物
 - ・ 信号機、道路上の柵(さく)、駒(こま)止、街灯、道路標識、道路元標、里程標、道路情報管理施設
 - ・ 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識及び防火・水槽標識
 - ・ 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、公衆便所、道路上に設置する変圧器・配電器その他これらに類するもの
 - ・ 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの
 - ・ 煙突、ガスタンク、給水タンク、貯水タンクその他これらに類するもの
 - ・ 石垣、擁壁その他これらに類するもの
 - ・ 地下道その他これに類するものの出入口の上屋で道路上に設置されるもの
- 2 はり紙・はり札等・広告旗・立看板等の表示又は設置を制限するもの
 - ・ 電柱・街灯柱その他の支柱
 - ・ 消火栓標識
 - ・ バス停留所の標識・上屋
 - ・ アーチ・アーケードの支柱
- 3 道路の路面には屋外広告物の表示を禁止

提出書類

1 新規に協議の申出をしようとする場合

広告物等を表示又は設置しようとする日の30日前までに協議の申出を行ってください。協議の申出は、窓口又は郵送での受付になります。

※協議の成立が迅速に行う必要がありますので、可能な限り広告物等を表示又は設置する60日前までに事前相談をお願いします。

【必要書類】

- 1 屋外広告物協議申出書（第2号様式の4）
- 2 委任状 …………… 協議の申出について委任を受けた場合
- 3 案内図 …………… 設置場所の現場案内図
- 4 i マップ …… インターネットで「i マップ」と検索し、広告物の設置場所をクリックすると旗が立ちますので、縮尺1/10000を印刷してください（申出前3箇月以内のもの）。
- 5 広告物一覧表 …… 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 6 配置図 …………… 敷地・建築物等に申出物件の位置を表示（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 7 立面図 …………… 広告物等や建物の寸法（広告物一覧表の広告物番号を記入）
（申出物件の設置高さ並びに広告物等の高さ及び幅を表示し、路上に突出している場合はその出幅、既存建築物等の側面又は、上部に設置する場合はその建築物等を含めた高さ並びにその他必要な各部の寸法を表示してください）
- 8 色彩図 …………… 表示内容が分かるもの（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 9 承諾書 …………… 他人の土地又は建築物を借りて申請物件を設置しようとする場合（第三者広告の場合のみ）
- 10 その他 …………… 必要に応じて、上記以外の書類も提出していただくこともあります。
（国又は地方公共団体から行事、催物等の開催について推薦等を受けたことが分かる書類（後援申請書、後援承認通知書等）や、点滅装置、映像装置又は投影広告物が点滅する場合は、その内容を示した書類など）
- 11 返信用封筒 …… 返信先を明記し、以下の金額の切手を貼付したもの

※定形外（角2封筒）の場合：140円切手（原則、1件の申出書に対して返信用封筒を1通ご用意ください。）

2 協議成立後の変更協議の申出及び届出

協議成立後に協議の内容に変更がある場合は、広告物等を表示又は設置する前に変更の協議が必要になります。ただし、次の場合は軽微な変更・改造となりますので、事前に届出をしてください。また、広告主等の氏名等に変更があった場合も後日、届出が必要です。

【軽微な変更・改造となる場合】

- ・ 広告物の意匠以外の変更を伴わない表示内容の変更
- ・ 広告物等の修繕塗装等で広告物等の形状の変更を伴わないもの
- ・ 広告物等の一部の除却

【必要書類（変更協議の申出）】

- 1 屋外広告物協議申出書（第2号様式の4）
- 2 委任状 …………… 申請について委任を受けた場合
- 3 i マップー …… インターネットで「i マップー」と検索し、設置場所を印刷してください（申出前3箇月以内のもの）。
- 4 広告物一覧表 …… 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 5 写 真 …………… 広告物等の現況を示す写真（カラーで申請前3箇月以内に撮影したもの）
- 6 配置図 …………… 敷地・建築物等に申請物件の位置を表示（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 7 立面図 …………… 広告物等や建物の寸法（広告物一覧表の広告物番号を記入）
（申出物件の設置高さ並びに広告物等の高さ及び幅を表示し、路上に突出している場合はその出幅、既存建築物等の側面又は、上部に設置する場合はその建築物等を含めた高さ並びにその他必要な各部の寸法を表示してください）
- 8 色彩図 …………… 表示内容が分かるもの（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 9 その他 …………… 必要に応じて、上記以外の書類も提出して頂くこともあります。
（国又は地方公共団体から行事、催物等の開催について推薦等を受けたことが分かる書類（後援申請書、後援承認通知書等）や、点滅装置、映像装置又は投影広告物が点滅する場合は、その内容を示した書類など）
- 10 返信用封筒……………返信先を明記し、以下の金額の切手を貼付したもの
※定形外（角2封筒）の場合：140円切手（原則、1件の申請書に対して返信用封筒を1通ご用意ください。）

【必要書類（広告物等の変更の届出）】

- 1 屋外広告物変更届出書（第3号様式）
- 2 広告物一覧表 …… 申請する広告物のサイズなどを記載した一覧（ホームページの様式（エクセル）をご活用ください。）
- 3 写 真 …………… 広告物等の現況を示す写真（カラーで届出前3箇月以内に撮影したもの）
- 4 配置図 …………… 敷地・建築物等に届出物件の位置を表示（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 5 立面図 …………… 広告物等や建物の寸法（広告物一覧表の広告物番号を記入）
（申請物件の設置高さ並びに広告物等の高さ及び幅を表示し、路上に突出している場合はその出幅、既存建築物等の側面又は、上部に設置する場合はその建築物等を含めた高さ並びにその他必要な各部の寸法を表示してください）
- 6 色彩図 …………… 表示内容が分かるもの（広告物一覧表の広告物番号を記入）
- 7 その他 …………… 必要に応じて、上記以外の書類も提出して頂くこともあります。

【必要書類（広告主等の変更の届出）】

屋外広告物（表示者・設置者・管理者・維持管理主任者）変更届出書（第4号様式）

※新しい維持管理主任者を設置する場合は、その者が有する資格を証する書類を添付してください。

申請等の窓口

屋外広告物の協議の申出は都市整備局景観調整課までお願いします。その他の関連する手続も必ず事前に御確認をお願いします。

屋外広告物の協議の申出	都市整備局 景観調整課
工作物の申請（高さ4メートルを越えるもの）	建築局 建築指導課
道路占用の申請（道路占用をするもの）	各土木事務所（市道） 国土交通省 各国道事務所（国道）
道路使用の申請（道路使用をするもの）	各所轄警察署
街づくり協議、建築協定、地域まちづくりプラン、 地域まちづくりルール（該当地区の場合）	都市整備局 各担当課 （青葉区は青葉区区政推進課）
都市景観協議の申出（該当地区の場合）	都市整備局 各担当課 港湾局 整備推進課

【建築局 建築指導課（工作物の申請）】

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 TEL045(671)4531

【建築局 都市計画課（用途地域の問合せ）】

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 TEL045(671)3510

【環境創造局 大気・音環境課（騒音の規制、光害に関する問合せ）】

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階 TEL045(671)2485

≪他法令等による制限≫ 次の場所への設置は、必ず担当部署へお問い合わせください。

○市街地環境設計制度を適用した敷地（公開空地等）

問合せ先：建築局市街地建築課

TEL045(671)4525 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

○農地

問合せ先：北部農政事務所（所管区：鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑）

TEL045(948)2480 都筑区茅ヶ崎中央32-1（都筑区総合庁舎内）

南部農政事務所（所管区：西、中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷）

TEL045(866)8491 戸塚区戸塚町16-17（戸塚区総合庁舎内）

各区土木事務所

名称	所在地	電話番号
青葉土木事務所	〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-1	045(971)2300
旭土木事務所	〒241-0032 旭区今宿東町 1555	045(953)8801
泉土木事務所	〒245-0024 泉区和泉中央北 5-1-2	045(800)2532
磯子土木事務所	〒235-0016 磯子区磯子 3-14-45	045(761)0081
神奈川土木事務所	〒221-0801 神奈川区神大寺 2-28-22	045(491)3363
金沢土木事務所	〒236-0014 金沢区寺前 1-9-26	045(781)2511
港南土木事務所	〒233-0004 港南区港南中央通 10-1	045(843)3711
港北土木事務所	〒222-0031 港北区大倉山 7-39-1	045(531)7361
栄土木事務所	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷 1-6-1	045(895)1411
瀬谷土木事務所	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 153-7	045(364)1105
都筑土木事務所	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045(942)0606
鶴見土木事務所	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-28-1	045(510)1669
戸塚土木事務所	〒244-0003 戸塚区戸塚町 2974-1	045(881)1621
中土木事務所	〒231-0023 中区山下町 246	045(641)7681
西土木事務所	〒220-0055 西区浜松町 12-6	045(242)1313
保土ヶ谷土木事務所	〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町 61	045(331)4445
緑土木事務所	〒226-0025 緑区十日市場町 876-13	045(981)2100
南土木事務所	〒232-0024 南区浦舟町 2-33	045(341)1106

この「てびき」は、横浜市屋外広告物条例に係るイベント広告物協議制度の概略を説明したものです。
詳しい内容については、条文等を確認して下さい。

- ・横浜市屋外広告物条例
- ・横浜市屋外広告物条例施行規則
- ・告示
(横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域)
- ・横浜市屋外広告物条例及び同解説

横浜市 都市整備局 景観調整課（屋外広告物担当）

令和5年2月27日 発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（29階）

電話 045-671-2648

FAX 045-550-4935

E-mail tb-okugai@city.yokohama.jp

HP 横浜市トップページ>事業者向け情報>

分野別メニュー>都市整備>屋外広告物について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/>